

助成金の活用

平成 29 年度予算案によれば、安倍晋三首相が提唱する一億総活躍社会に向けての柱となる政策として「同一労働同一賃金の実現、長時間労働の是正」を後押しする政策が多数盛り込まれました。

具体的にはこれらの政策は助成金というかたちで実現されます。特に、その助成金は従業員の採用、キャリアアップに向けられたものですので、この助成金を活用して従業員の採用、環境整備向上には是非、活用を検討して下さい。

1. 助成金を活用する場合の注意事項

- (1) 就業規則を作成して労働基準監督署に届出して下さい
- (2) 正規従業員（常勤従業員）が 1 人以上在籍すること
- (3) 雇用保険に加入していること
- (4) 事業主からの解雇がないこと

2. 医療関係向け助成金

助成金名	項目	内容	助成金額
キャリア形成 促進助成金	教育訓練・職業 能力評価制度	従業員に対する教育訓練か職業能力評価をジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成	50万円
	セルフ・キャリアドック 制度	一定の要件を満たすセルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成	50万円
	技能検定合格 報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	50万円
	教育訓練休暇 制度	教育訓練休暇制度又は教育訓練時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成	50万円
	社内検定制度	社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	50万円
職場定着支援 助成金	健康づくり制 度	法定の健康診断以外の健康づくりに役立つ新たな制度を導入した場合の助成 * 対象となる健康づくり制度 <u>定期健康診断 + 1 以上の健康診断</u> 1 以上の健康診断の内容 胃がん検診・歯周疾患検診・乳がん検診等	10万円

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の 10 日から翌月の 9 日まで動画でご覧いただけます。QR コードを読み取りご覧下さい。



歯科会計

平成29年度税制改正大綱

個人所得税の主要改正項目をまとめます

税目	内容	適用期日																																																																									
個人所得税	・配偶者控除、配偶者特別控除の改正	平成30年1月																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">配偶者 給与収入</th> <th rowspan="2">配偶者 控除</th> <th colspan="10">配偶者特別控除</th> </tr> <tr> <th>103 万円</th> <th>150 万円</th> <th>155 万円</th> <th>160 万円</th> <th>167 万円</th> <th>175 万円</th> <th>183 万円</th> <th>190 万円</th> <th>197 万円</th> <th>201 万円</th> <th>201 万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">世帯主 給与 収入 (合計 所得)</td> <td>1120万円 (900)</td> <td>38(48)</td> <td>38</td> <td>36</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1170万円 (950)</td> <td>26(32)</td> <td>26</td> <td>24</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1220万円 (1000)</td> <td>13(16)</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1220万円超 (1000)</td> <td>0(0)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	配偶者 給与収入	配偶者 控除	配偶者特別控除										103 万円	150 万円	155 万円	160 万円	167 万円	175 万円	183 万円	190 万円	197 万円	201 万円	201 万円超	世帯主 給与 収入 (合計 所得)	1120万円 (900)	38(48)	38	36	31	26	21	16	11	6	3	0	1170万円 (950)	26(32)	26	24	21	18	14	11	8	4	2	0	1220万円 (1000)	13(16)	13	12	11	9	7	6	4	2	1	0	1220万円超 (1000)	0(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	項目				配偶者 給与収入	配偶者 控除	配偶者特別控除																																																																				
		103 万円	150 万円	155 万円			160 万円	167 万円	175 万円	183 万円	190 万円	197 万円	201 万円	201 万円超																																																													
	世帯主 給与 収入 (合計 所得)	1120万円 (900)	38(48)	38	36	31	26	21	16	11	6	3	0																																																														
1170万円 (950)		26(32)	26	24	21	18	14	11	8	4	2	0																																																															
1220万円 (1000)		13(16)	13	12	11	9	7	6	4	2	1	0																																																															
1220万円超 (1000)		0(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																															
<p>改正後は給与収入1220万円（所得1000万円）超については、配偶者控除の適用はなくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡世帯主の所得税負担が上がります ➡配偶者の給与収入が世帯主の所得税負担と関係なくなります <p>・医療費控除の領収書に代えて明細書を確定申告時に添付が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➡医療費の領収書は確定申告期限から5年間は保存義務 		平成30年1月																																																																									

ドクター会計

平成29年度税制改正大綱

法人税の主要改正項目をまとめます

項目	内容	適用期日
所得拡大促進 税制の拡充	現行の雇用者給与等支給増加額の10%税額控除に加え、要件を満たす場合、さらに12%の税額控除（最大22%） 【適用要件】 $\frac{(\text{平均給与等支給額} - \text{平均比較給与等支給額})}{\text{平均比較給与等支給額}} \geq 2\%$ ※平均給与等支給額は、適用事業年度の給与額 平均比較給与等支給額は、前事業年度の給与額	平成29年4月1日以後開始事業年度（見込）
中小企業経営 強化税制	青色申告書を提出する中小企業者等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、適用期間に取得した生産等設備について、即時償却又は取得価額の7%税額控除（法人税額の20%上限、1年間の繰越可）	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
中小企業投資 促進税制の 延長	対象資産から器具備品を除外した上で、適用期限を2年間延長	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
中小企業者等 の軽減税率の 特例延長	現在課税所得800万円まで15%となっている軽減税率の特例を2年延長	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
異動届出提出	法人税の納税地に異動があった場合に提出する届出書について、異動後の納税地の所轄税務署への提出が不要に	平成29年4月1日以後（見込）
法人設立届出 提出	登記事項証明書の添付が不要に	平成29年4月1日以後（見込）

安心会計ニュースを動画で解説しています

毎月の安心会計ニュースのポイントを動画で解説しています

当月の安心会計ニュースのポイントを当月の10日から翌月の9日まで動画でご覧いただけます。QRコードを読み取りご覧ください。



医療承継

平成 29 年度税制改正大綱

資産税関係の主要項目をまとめます

	項目	内容	適用期日
1	タワーマンションの高階層部分の固定資産税・不動産取得税の増税	<p>タワーマンションの固定資産税・不動産取得税の税額計算方法の見直しが行われる。</p> <p>高層階になるほど取引価額は高くなっているにもかかわらず、従来は、低層階でも高層階でも面積が同じであれば固定資産税は同額であった。</p> <p>高さが60mを超えるタワーマンションについて、高層階は増税、中層階は横ばい、低層階は減税の補正計算を行う。</p> <p>イメージとしては40階は1階の1割高程度の差がつく見込み。</p> <p>今回の改正では相続税計算上の評価額である「固定資産税評価額」自体はかわらない見込のため、相続税のタワーマンション節税封じにはなっていないものの、引き続き評価の見直しは検討されていく予定。</p>	平成 30 年度から新たに課税されるマンション（ただし、平成 29 年 4 月 1 日以降に各部屋の売買契約が開始されるものに限る）から適用
2	非上場株式の「類似業種比準価額」の比準要素の割合の変更	<p>非上場株式の相続税評価額を算定する中での、「類似業種比準価額」の計算において用いる「比準割合」に改正が入る。</p> <p>現状…配当：利益額：純資産額 = 1：3：1</p> <p>改正…配当：利益額：純資産額 = 1：1：1</p> <p>これまで利益の額を重視した評価計算になっていたもので、改正により利益がたくさん出ている会社の株式は改正前より評価額が下がる。</p>	平成 29 年 1 月 1 日以降に発生した相続や贈与について適用
3	相続税や贈与税の納税義務者の判断基準の拡大	<p>現在は相続人と被相続人ともに海外に「5年超」住んでいれば（国内に住所を有していなければ）海外資産に相続税はかからなかったが、改正後はこれが「10年超」に拡大されるかたちで要件がより厳しくなる。</p>	平成 29 年 4 月 1 日以降に取得する財産にかかる相続税や贈与税について適用
4	広大地評価の評価方法の改正及び要件の明確化	<p>現行の「面積に比例的に減額する評価方法」から「それぞれの土地の個性に応じて形状や面積に基づいて評価する方法」に評価の方法を見直す。</p> <p>また、広大地の適用要件を明確化する。</p> <p>詳細は未発表。</p>	平成 30 年 1 月 1 日以降に発生した相続や贈与の計算から適用